

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003

(平成 15 年 6 月 27 日閣議決定) (抜粋)

第 2 部 構造改革への具体的な取組

第 1 部の 3 つの宣言を実現するため、以下の 7 つの分野で構造改革に取り組む。

1. 規制改革・構造改革特区

医療や子育てなどの国民生活に直結した分野や、ビジネスニーズの高い分野等で規制改革・構造改革特区を推進し、消費者の選択肢とビジネスチャンス・雇用の拡大を図る。また、事前規制の緩和、撤廃に併せて、事後チェック体制の充実を図る。

【改革のポイント】

- (1) 医療・福祉・教育・農業など、官の関与の強いサービス分野の民間開放を促進することにより、消費者・利用者の選択肢の拡大を通じた多様なサービス提供を可能とともに、新規需要と雇用の創出を加速化する。
- (2) 地方や民間から定期的に全国規模の要望及び構造改革特区の提案を受け付け、これらの項目については、「全国」あるいは「構造改革特区」で規制改革を強力に推進するとともに、構造改革特区においては、規制の特例措置の効果等を評価し、特段の問題のないものは速やかに全国規模の規制改革につなげる。

【具体的手段】

- (1) 「規制改革推進のためのアクションプラン」(平成 15 年 2 月 17 日総合規制改革会議。以下、「アクションプラン」) の 12 の重点検討事項については、次のとおり改革を進める。

① 労働者派遣の医療分野への適用拡大

医療機関における労働者派遣については、紹介予定派遣の方式により行うことと可能とし、平成 15 年度中に実施する。